

日の里学園（日の里中・日の里東小・日の里西小）いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）において「いじめ」とは、児童生徒等に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの防止等の対策に関する基本的な姿勢

全ての児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む

2 いじめの未然防止（未然防止のための取り組み等）

（1）未然防止の考え方

- 児童生徒理解を深め、児童生徒一人一人を大切にするとともに、日常的なかかわりの中で教職員と児童生徒の信頼関係づくりや児童生徒相互の人間関係づくりに努める。
- いじめ問題への指導方法との情報については、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日ごろから示す。

（2）主に教師に求められること

- 小中一貫教育を推進し、わかる授業づくりに取り組む。
- 生徒指導の3機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）を大切にした授業を行う。
- 学習規律・学習態度の徹底を全教職員で取り組む。
- いじめの結果としての厳しい現実（不登校、自殺等）があることを伝える。

（3）主に児童生徒に育むこと

- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳の時間を通して、いじめは人間として許されない行為であること、命はかけがえのないものであることをしっかりと考えさせる。
- 学級活動を通して、お互いを認め合い、支え合う集団作りを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力の育成を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取り組み等）

（1）いじめの早期発見の考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明にあたっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- 学校のみで解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導を仰ぎ、連携して対処する。
- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

（2）いじめの早期発見のための措置

- 授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、いじめ・人間関係トラブル・早期発見チェックポイント

トを基に、様相チェックを心がける。

- いじめに特化した簡易版アンケート、学校生活アンケート等を毎月、いじめに特化した無記名アンケートを学期に一回調査することで児童生徒一人一人の変容をとらえる。
- アンケート調査等では、周囲の目が気になって事実を書けない児童生徒の悩みに答えるために、相談ポストを設置し、一日に1回はポストを確認し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。
- 学期に一回教育相談週間を設定して面談を行うことで児童生徒の悩みを受容的、共感的に理解し、心のケアに努める。問題の解決にあたっては、事実関係を的確に把握し、関係職員を中心にきめ細かく組織的に対応する。
- 保護者会や家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや家庭用チェック・リストを配布し、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、学校と家庭の連携を図っていく。
- 学校いじめ防止基本方針の内容について必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する場を設定する。

4 いじめに対する措置（発見したネット上のいじめを含むいじめに対する対処）

(1) 基本的考え方

- 相談通報を受けた場合、その状況や対応の経緯等について適切な処置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに宗像市教育委員会に報告する。
- 被害児童生徒の権利利益を養護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。
- 加害児童生徒に対しても、教育的配慮のもと別室指導等、毅然とした対応を行う。また教育上必要がある時は、学校教育法11条に基づき児童生徒に対して懲戒を加える。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- 遊びやわるふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合はその場でその行為を止める。
- 児童生徒の保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任をもって宗像市教育委員会に報告するとともに、被害児童生徒ならびに加害児童生徒の保護者に連絡をする。
- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、宗像警察署をはじめとした関係諸機関と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに宗像警察署をはじめとした関係諸機関に通報し、適切な指導・支援・助言を求める。

(3) いじめられた児童生徒または保護者への支援

(児童生徒に対して)

- つらさや悔しさを十分に受け止める。
 - 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
 - 良い点を認め励まし、自信を与える。
 - 人間関係（交友関係）の確立を目指す。
 - 本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- (保護者に対して)
- いじめの事実を正確に伝える。
 - 被害児童生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
 - 教職員のいじめ問題に対する真摯な姿勢を伝える。
 - 信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。

(4) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言

(児童生徒に対して)

- いじめの事実確認、背景、理由等を確認する。
- 不満や不安等の訴えを十分に聴く。

- いじめられた児童生徒のつらさや悔しさ、苦しさに気づかせる。
- 課題解決のための援助を行う。
- 体験活動等を通して所属感を高める。
- 心理的ケアを十分に行う。
(保護者に対して)
- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 児童生徒の立ち直りにむけた具体的な助言を行い、児童生徒支援の協力を得る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめの現場に居合わせた児童生徒に対しては、自分の問題としてとらえさせる。
- 同調（はやし立てるなど）した児童生徒に対しては、行為自体がいじめであることを理解させる。
- いじめを止める、誰かに伝える、知らせる勇気を持つように指導する。
- 心理的ケアを十分に行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、宗像市教育委員会情報担当職員をはじめとした関係機関に連絡し、直ちに削除する措置を講じる。
- 家庭用リーフレットを活用して、「インターネットを通じて行われるいじめに関する内容」の周知に努める。
- 「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」をテーマに、年間1回は、児童生徒と保護者がともに学ぶ学習会を実施する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生と調査

- 生命・心身または、財産に重大な被害が生じた疑いや相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
- 重大事態が発生した旨を宗像市教育委員会に速やかに報告する。
 - 宗像市教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を設置する。
 - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(2) 調査結果の提供および報告

- 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 調査結果を速やかに宗像市教育委員会に報告する。

6 いじめ防止等のための職員研修

- 4月初旬に合同職員会議で「日の里学園いじめ対策基本方針」を確認し、各校でいじめ理解に関する校内研修を行うことで、全教職員の共通認識を図る。
- 夏季休業中等に、スクールカウンセラー等の専門家を招聘した研修会や特別支援教育の視点に立った児童生徒理解の研修会を行う。

7 その他（各取組のP D C Aサイクルについて）

- 学校評価において、いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、その結果を学校運営評議委員会等に報告する。
- 各学期末に「取組評価アンケート」を行い、校内いじめ対策委員会で検証を行い、取組計画を見直す。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、その組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- 事実確認の結果は、校長が責任をもって宗像市教育委員会に報告するとともに、被害児童生徒ならばに加害児童生徒の保護者に連絡をする。ここで言う事実とは、児童生徒アンケートで「いじめられた」等の回答があった場合も含む。

- いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、宗像警察署をはじめとした関係諸機関と相談して対処する。
- 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに宗像警察署をはじめとした関係諸機関に通報し、適切な指導・支援・助言を求める。

8 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織の役割・機能

ア いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織について

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等からなる、いじめの防止等の対策のための、校内いじめ問題対策委員会を設置し、毎月定例会を実施する。
- 校内いじめ問題対策委員会では、以下の取り組みを行う。
 - ・ 未然防止など学校基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - ・ 教職員の共通理解と意識の啓発
 - ・ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
 - ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - ・ 発見されたいじめ事案への対応
 - ・ 構成員の決定
 - ・ 重大事案への対応

イ いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織について

- 下記（2）から。第22条に係る組織の構成員と第28条に係る調査のための組織の構成員は事案の性質に応じて校長が指名する。なお、第28条に係る調査については、調査主体や調査意識を含めて、宗像市教育委員会の判断をあおぐものとする。

(2) 組織の構成員

組織の名称	校内いじめ問題対策委員会
組織の構成員	校内での役職名
	校長
	教頭
	主幹教諭
	生徒指導担当
	各学年主任
	いじめ事案の該当担任
	いじめ事案の該当部活顧問等
	校長が必要と認めた教職員
	特別支援教育コーディネーター
内部専門家等	養護教諭
	スクールカウンセラー (小学校には中学校より派遣)
	スクールサポーター
	スクールソーシャルワーカー
外部専門家	PTA 役員
	放課後デイサービス (必要であれば)

9 いじめ防止等の年間指導計画

月	1 早期発見の取り組み			2 いじめ問題等に関する 校内研修の充実	3 教育相談 体制の整備	評 価
	教師の視点から	児童生徒の視点から	保護者の視点 から			
4 月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・いじめに特化した簡易アンケート ・相談ポスト	・家庭訪問	・職員研修 (いじめ対策の基本方針, いじめ理解) ・情報モラル講演会（中） (生徒・保護者)		
5 月	・校内いじめ問題対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート ・相談ポスト				
6 月	・校内いじめ問題対策委員会	・教育相談アンケート ・相談ポスト	・いじめチェックリスト配付・回収	・暴力団排除研修会（中）	・教育相談	
7 月	・校内いじめ問題対策委員会 <u>(取組評価アンケート)</u>	・いじめに特化した簡易アンケート ・相談ポスト	・リーフレット配付 ・学級懇談	・地域交流会		
8 月				・SC 等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立った児童生徒理解の研修会		
9 月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・いじめに特化した簡易アンケート ・相談ポスト				
10 月	・校内いじめ問題対策委員会	・いじめに特化した無記名アンケート ・相談ポスト				
11 月	・校内いじめ問題対策委員会	・教育相談アンケート ・相談ポスト	・学級懇談 ・三者面談	・人権に関する研修会 ・情報モラル研修会 (東小5・6年)	・教育相談	
12 月	・校内いじめ問題対策委員会 <u>(取組評価アンケート)</u>	・いじめに特化した簡易アンケート ・相談ポスト	・三者面談			
1 月	・校内いじめ問題対策委員会 ・いじめチェックリスト活用	・いじめに特化した無記名アンケート ・相談ポスト				
2 月	・校内いじめ問題対策委員会	・教育相談アンケート ・相談ポスト		・情報モラル研修会 (西小5年)	・教育相談	
3 月	・校内いじめ問題対策委員会 <u>(取組評価アンケート)</u>	・いじめに特化した簡易アンケート ・相談ポスト	・学級懇談			

※ 児童生徒にとったアンケートや、保護者が記入したチェック・リストは、各校で保管する。
(卒業後5年間)